

休日保育事業

(1) 概要

日曜日、祝日等(年末年始は各園による)に保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合に保育を行う事業。

(2) 実施状況

○対象児童

市内に居住し、市内の認可保育園に入園している児童で、保護者の就労等により、日曜日、祝日にも保育を必要とする児童

○利用料金等

午前7時半 ～ 午後6時(一部園は朝8時から、また終了は午後5時まで)

1日:1,500円(おやつ、昼食は持参)

※保育料金額表A階層、B階層の世帯は無料。

○実施施設(25年4月1日現在)

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲
実施園数	なし	1	3	1	1	2	1	1

○利用者数(区毎の施設の延べ利用人数 25年度は12月まで)

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	合計
23年度		136	1,205	347	439	166		94	2,387
24年度		288	1,256	245	328	220	233	115	2,685
25年度		338	920	173	228	265	293	152	2,369

※北区の利用者登録数は7名(東区と中央区を利用。全市の利用登録は332名)

○財源、費用負担

- ・保育対策等促進事業費国庫補助
- ・利用料はそのまま施設の収入

(3) 主な検討課題

- ・現状、経営的には厳しい。
- ・北区が未設置

公定価格・利用者負担の 主な論点について

平成26年2月24日
(赤字部分が修正部分)

論点1 休日保育、夜間保育の取り扱いについて

休日保育

(現状の取り扱い)

- 就労形態の多様化に鑑み日曜日、国民の祝日及び休日を含め、年間を通じて開所する保育所等に対して、休日保育事業として保育対策等促進事業費補助金による補助を行っており、保育所運営費で対応する部分（月曜日から土曜日）と休日保育事業（日曜日、国民の祝日及び休日）で対応する部分が明確に区分されている。
※ 保育所運営費による保育料とは別途、休日保育に係る利用料が徴収されている。

(新制度での取り扱い（制度改正検討時点での整理）)

- 新制度では保育認定を受ける子どもの月当たりの保育必要量を認定することとしており、曜日を定めて行うものではないことから、例えば月曜日から土曜日まで保護者が就労する家庭も、火曜日から日曜日まで就労する家庭のいずれも、認定された保育必要量の範囲で給付を受けその範囲で施設を利用することを想定している。
※ 少子化社会対策会議決定でも、休日保育は給付費等の加算として取り扱うこととしている。
- そのため、保護者の休日の就労等により認定を受けた子どもが休日に保育所等を利用する場合には、認定された必要量の範囲内において別途利用者負担を求めず、給付費等に対応した利用者負担で保育を受けることが可能となる。

【検討の視点】

- 新制度での休日保育の取り扱いについては上記の取り扱いを基本とし、加算額の設定に当たっては、保育士等の職員を休日に確保するための費用を勘案し、現在の休日保育事業による補助の水準を踏まえて設定することが必要ではないか。
- その上で、就労形態による利用曜日の違いにより子どもの処遇に違いがでることのないよう、職員配置等の水準について整合性を図っていくことが必要ではないか。
※ 休日保育事業による補助額の算定上、一部に非常勤保育士が充てられている。

夜間保育

(現状の取り扱い)

- 夜間保育所については、保護者の夜間の就労等により保育所での保育が必要な児童を対象として、一般の保育所とは別に夜間保育を専門とする保育所として認可が行われている。
 - ※ 夜間保育所数 81 か所（平成 25 年 5 月 1 日現在）
 - ※ 設置認可に当たっては、一般の保育所の設置認可に当たっての要件に加え、以下の要件等を求めている。
 - ・概ね午後 10 時まで開所すること（開所時間は原則として 11 時間）
 - ・仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること
- 上記による認可を受けた夜間保育所に対しては、保育所運営費の加算等として、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務する態勢を確保するための人件費等の費用を支弁している。

(新制度での取り扱い（制度改正検討時点での整理）)

- 新制度では、現行と同様に就労状況等地域の实情に応じて開所時間を設定することになり、夜間保育の需要の高い地域ではこれまでと同様に夜間保育所による保育の提供が必要となる。また、前ページの休日保育と同様に夜間の保育を必要とする子どもの場合も、認定された保育必要量の範囲で給付を受けその範囲で施設を利用することを想定している。
 - ※ 少子化社会対策会議決定でも、夜間保育は給付費等の加算として取り扱うこととしている。

【検討の視点】

- 新制度での夜間保育の取り扱いについては現在の取り扱いを基本とし、加算額の設定に当たっては、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務する態勢を確保するための人件費等の費用を勘案し、現在の夜間保育加算等による補助の水準を踏まえて設定することが必要ではないか。

<主なご意見>

- ・ 休日保育、早朝保育、夜間保育、病児保育などについて、いたずらに数値目標を設けて拡大することには反対。必要な限度において対応すべき。本来はワーク・ライフ・バランスを実現していくべき。
- ・ 休日や夜間については、法令上の割増賃金を担保していくことが必要。
- ・ 看護師など休日に勤務する職業もあることから、休日保育の推進が必要。
- ・ 夜間保育の利用者にはひとり親家庭や生活保護世帯などが多いなど現実的に需要がある。また、夜間であることから寝かしつけなど保育士の苦労も多いことから実態を踏まえた設定が必要。

【対応方針案】

休日保育

- 新制度での休日保育の取り扱いについては、休日保育を実施する施設に対して加算により対応することとし、その加算額の設定に当たっては、保育士等の職員を休日に確保するための費用を勘案し、現在の休日保育事業による補助の水準を踏まえて設定することとしてはどうか。
- その上で、質の改善事項における取り扱いを踏まえて、職員配置等の水準について整合性を図っていくこととしてはどうか。

夜間保育

- 新制度での夜間保育の取り扱いについては、夜間保育を実施する施設に対して加算により対応することとし、その加算額の設定に当たっては、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務する態勢を確保するための人件費等の費用を勘案し、現在の夜間保育加算等による補助の水準を踏まえて設定することとしてはどうか。